

オリンピック・パラリンピック 出場支援補助事業実施要項

1. 趣 旨

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、日本において支援・強化の機運が高まる中、岐阜県及び大垣市において強化指定されている大垣市にゆかりのあるアスリートに対して、オリンピック・パラリンピック出場を目指し、さらなる競技力向上を図り維持していただくため、オリンピック・パラリンピック出場に関わりのある大会に参加する場合に対し補助金の交付をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 主 催

公益財団法人大垣市体育連盟

3. 期 間

2018年4月 ～ 2020年3月下旬

4. 対 象

※1
岐阜県及び大垣市の強化指定対象アスリートで大垣市にゆかりのあるアスリートを対象とするもので、別に定める大会に出場するものとする。

※1 現在、または以前を含め在住・在勤・在学または体育連盟加盟団体に所属するもの。

5. 補助額について

対象者への補助額については<別表1>に定めるとおりとする。

6. 手続きについて

<1>補助を受けようとする者は、オリンピック・パラリンピック出場支援補助事業交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて原則大会前までに会長に提出しなければならない。

(1)大会の開催要項

(2)大会の申込書または派遣依頼など出場することが確認できる書類(写し可)

(3)予選会の成績または選考会を経たことを証する書類。

(ランキング等を証する書類など。)

(4)団体競技の場合については、出場することが確認できる書類。

(メンバー表など。)

(5)預金口座振込書（第2号様式）

<2>事務局にて審査し、結果を申請者あてに通知するとともに補助金を原則指定口座

に振り込むものとする。ただし、補助を受けようとする者が未成年の場合は保護者の承認を必要とし、保護者の口座へ振り込むものとする。

〈3〉前項により補助金の交付を受けた者は、大会終了後速やかにオリンピック・パラリンピック出場支援補助事業交付報告書（第3号様式）を会長に提出するものとする。

〈4〉個人若しくは加盟団体等において前項に定める書類の提出が困難とされる場合、県及び県体育協会、高等学校体育連盟または公的団体が公表する資料をもってそれに代えることができる。

7. 取り消し及び返還

会長は、補助金交付の決定及び受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、または補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 補助金の申請及び使途に虚偽または不正があったとき。

(2) 大会が中止になり、または出場できなくなったとき。

8. その他

(1) 申請については、対象の大会であれば複数申請可とする。

(2) 支援については、その都度協議の上、決定する。

対象大会一覧

- ・ワールドカップ
- ・世界選手権大会
- ・ユニバーシアード大会
- ・アジア競技大会
- ・世界ジュニア選手権大会
- ・アジアパラ競技大会
- ・オリンピック・パラリンピック出場に深く関係する大会
(国内外問わず)
- ・その他、上記に類するアジア規模以上の大会

別表1

大会の種類	補助金	備考
世界選手権大会（※1）	50,000円	個人
国際大会（国外開催の場合）	20,000円	個人
国際大会（国内開催の場合）	10,000円	個人

※1 4年ごと（競技団体によって異なる）に開催される世界選手権大会（World Championship）をいう。